

2006年11月10日

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
電話 03-5253-1111(代表)  
厚生労働省  
健康局総務課 生活習慣病対策室長様

〒 -  
東京都足立区  
自宅電話 - -  
(家庭の事情によりつながりにくい、伝言不可)  
(留守電、携帯、FAX、メールアドレスは無)  
半沢一宣(印)(はんざわ・かずのり)

「健康増進法第25条に違反した公共施設の設置・管理者への  
是正指導を求める要請書」に関する追加連絡と問い合わせ

前略失礼いたします。

私は、先月31日付け第693-61-62163-0号配達記録郵便にて、標記の要請書をを送付した者です(当時は貴省における担当部署名が不明だったため「厚生労働省受動喫煙問題対策担当」との宛名書きで送付しております)。

この件について、その後の動きに係る追加連絡と疑問・不明点の問い合わせのため、お便りさしあげます。

今月6日に開かれた足立区議会区民環境委員会において、私が提出していた「健康増進法第25条に違反している、禁煙特定区域内の喫煙所の撤去などを求める陳情」の審査が行われました。

この席で、足立区区民部区民課長(亀村精一氏)は、議員から「区が設置した喫煙所が健康増進法第25条に違反していると指摘されたことについて、区はどのように認識しているのか」と問われたのに対し、要旨「この条文には『室内又はこれに準ずる環境において』と記されている。本件喫煙所は屋外に設置したものであるため、この条文に違反することにはならないと認識している」と答弁していました。

これを素直に解釈すると、区民課長ひいては足立区の認識は「区民等が室内又はこれに準ずる環境で受動喫煙を強要されるのは問題だが、屋外で受動喫煙を強要される分には構わない」というものであることとなります。これは、足立区が昨年10月1日付けで公表した文書『パブリックコメント 路上喫煙などの禁止についてご意見をお寄せください』の4ページ9~10行目に「今後は、屋内だけでなく、屋外の公共的な空間における迷惑喫煙・受動喫煙対策を講じることが求められてきます。」と記していたことと、明らかに矛盾しています。

受動喫煙が他人の健康を強制的に損なう傷害的行為であることに、室内か屋外かが関係ないのは明白です。にもかかわらず、区民課長が「条文には『室内又はこれに準ずる環境において』と記されているから」云々と、まるで叱られた子供の屁理屈のような言い訳をしているようでは、区民課長の常識が疑われ、足立区が日本中の笑い者にされてしまいます。これでは法律の解釈以前の問題であり、足立区は区民等の健康保持に係る責務を自ら放棄しているとしたか、他に理解のしようがなくなってしまいます。

別の問題として、本件陳情は、足立区議会において厚生委員会ではなく区民環境委員会に付託され、そこで審査が行われました。これは、喫煙所設置の根拠となる「足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例」を所管するのが区民部区民課であり、足立区議会では区民部に関する事項は区民環境委員会で取り扱うこととされているためです。ここで

問題なのは、足立区区民課は、本件陳情で問題としているのが区民等の健康にも関わる事項であるにもかかわらず、区の衛生部（足立保健所）の担当者から参考意見を聞いたり、受動喫煙の防止に係る資料の提供を受けるなどのことを行っていた様子が見られないことです。つまり、足立区区民課は、自分たちの考えに沿った情報のみを議会に提供し、その情報のみを判断材料として陳情を審査するよう、議会に促していたわけです。これでは、道路という公共施設の管理者である足立区自らが新たな受動喫煙被害を誘発する種をまいている問題について、議会で公正な審査を行えるはずがありません。

これらの問題点を踏まえ、以下の疑問・不明点について御教示くださいますよう、お願い申し上げます。

貴省は、足立区区民課長が「健康増進法第25条の規定は、屋外に設置した公共施設には適用されない」としている同法の解釈運用について、正当・不当のどちらであるとお考えでしょうか。その理由も合わせて御教示ください。

健康増進法第25条には（室内又はこれに準ずる環境において...）というカッコ書きがあります。貴省が、同法を制定した際にこの文言を入れておいた目的は、屋外施設への適用を除外するためだったのでしょうか。もしそうなのだとしたら、その理由（根拠、必要性）は何だったのかを御教示ください。

また、そうでないとしたら、貴省は、このカッコ書きが足立区区民課長のように、法の趣旨（目的）を軽視し、屋外の公共施設における受動喫煙の防止を怠るという、施設管理者としての不作為を正当化する「法の抜け穴」として悪用されている事実に対し、どのように認識しているのか（法改正の必要性を感じるかどうかなどについて）を御教示ください。

貴省は、足立区区民課が、同区の衛生部の担当者から受動喫煙問題に関する参考意見の聴取や資料の取り寄せなどを一切行わないまま、受動喫煙の防止策を講じない形での喫煙所を設置したことについて、正当か不当か、どちらであるとお考えでしょうか。その理由も合わせて御教示ください。

貴省は、足立区区民課に対し、本件に関してどのような指導をなさるお考えでしょうか、それとも何も指導の必要はないとお考えでしょうか。前者であれば、指導の概要を御教示ください（足立区に既に交付した、若しくはこれから交付する予定の文書がございましたら、その写しをお送りいただければ幸いです）。また後者であれば、そのように考える理由を御教示ください。

何かと御多忙のおり誠に恐縮ですが、上記の4点につきまして、貴省の見解を今月末日ごろまでに折り返し書面にて御回答くださいますよう、どうかよろしくお願い申し上げます。

取り急ぎ用件のみにて失礼いたします。

添付資料（いずれも両面印刷）

足立区議会区民環境委員会の傍聴記録（全2ページ）

2006年11月7日付け 足立区区民課長あて質問状（全3ページ）

草々

記事 配達記録郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第693-61-62161-5号

平成18（2006）年11月13日 東京中央郵便局にて配達完了